

短期入所生活介護契約書

_____様（以下「利用者」といいます）と、社会福祉法人同仁会『特別養護老人ホームしおかぜ南指定短期入所生活介護事業所』（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

当施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、介護職員、機能訓練指導員等が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とします。

第2条（契約の期間と利用期間）

- 1 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の1週間前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- 3 利用期間は、その都度、別途「介護サービス提供表」によるものとします。

第3条（短期入所生活介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける短期入所生活介護の内容は『重要事項説明書』に定めたとおりです。事業者は『重要事項説明書』に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者の短期入所生活介護員等は、要介護者等の病状又は心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう『重要事項説明書』に定めた内容の短期入所生活介護を提供します。

第4条（短期入所生活介護サービス計画の作成・変更）

- 1 4日以上利用する場合、事業者は、本施設の計画作成担当者に、利用者のための短期入所生活介護サービス計画（以下「サービス計画」）を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務に誠意を持って遂行するよう責任を持って指導します。
- 2 サービス計画作成担当者は、利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、利用者が人間的で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画に従って、サービス計画案を作成し、それを利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。
- 3 サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、その達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。
- 4 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、サービス計画の変更を行います。
 - (1) 利用者の心身の状況等の変化により、当該サービス計画を変更する必要がある場合
 - (2) 利用者がサービス計画の変更を希望する場合
- 5 事業者は、前項に定めるサービス計画の変更を行う際には、利用者及びその後見人、家族又は身元引受人に対し説明し、その同意を得るものとします。

第5条（施設サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、居宅サービス計画もしくは前条により作成されたサービス計画に基づき、利用者に対し施設サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 事業者は、利用者に対し、前条により利用者のためのサービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 事業者は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
- 4 利用者及びその後見人（後見人がいない場合は、利用者の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第6条（料金）

- 1 利用者は、事業者に対して『重要事項説明書』に定める所定の料金体系に基づいて計算された料金を支払うものとし、契約期間中、介護保険法等の法令改正により介護給付費等が改定となった場合には、改定後の金額を適用するものとし、この場合は、事業者は速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとし、
- 2 毎月10日前後に、前月分の請求書を発行しますので、お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払い方法は、口座振替、口座振り込み、現金集金の3通りの中からご契約の際に選べます。

第7条（短期入所生活介護のキャンセル）

- 1 利用者がサービスを中止する際には、速やかに事業所までご連絡下さい。
- 2 利用者の方のご都合によりキャンセルする場合は、サービス利用前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなります。ただし、利用者の容態の急変や緊急入院等特別な事情がある場合キャンセル料はいただきません。
- 3 下記の掲げる食費は、第4段階の額とします。

時 期	キャンセル料
利用日の前営業日午後5時まで	無 料
利用日の当日午前9時まで	利用開始当日の食費の50%
利用日の当日午前9時までに連絡がない場合	利用開始当日の食費の全額

第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、1週間前までに文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の指定短期入所生活介護事業所に関する情報を利用者へ提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族などが事業者やサービス従事者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知する事により、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

- 5 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- 6 利用者がサービス利用料の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、この契約を解除することができます。

第9条（秘密保持）

- 1 事業者及び従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、利用者や家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者や当該家族の個人情報を用いません。

第10条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。第8条に定める守秘義務に違反した場合にも同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（緊急時の対応）

従業者は、サービス提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、事前のうちあわせにより、速やかに主治医又は従業者が定めた協力医療機関、親族、居宅介護支援事業者等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

第15条（身体拘束の禁止）

事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条（相談、苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の相談、苦情に対し、迅速に対応します。

第17条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者とは事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めない事項については、介護保険法令の定めるところを尊重し、双方の誠意をもって協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者とは事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第20条（その他）

- 1 事業者は、この契約の内容が変更された場合又は、本契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを、介護支援専門員に速やかに提出します。なお、第8条2項又は3項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。
- 2 事業者は、短期入所生活介護提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス、又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めます。

この契約書を証するため、本契約書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 特別養護老人ホームしおかぜ南指定短期入所生活介護事業所
介護保険指定事業所番号 1271102780

〈法人名〉 社会福祉法人 同仁会

〈住 所〉 〒292-0061 木更津市 岩根2丁目2番2号

〈代表者名〉 理事長 加藤 敏

利用者

〈住 所〉 〒

〈氏 名〉

Ⓜ

代理人

〈住 所〉 〒

〈氏 名〉

Ⓜ